

## より良いユニット型施設設計のための検討項目〔特養〕

### 全体

- 施設内に、ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他事務室、宿直室等運営上必要な設備が設けられていますか
- ユニット内に、居室、共同生活室、洗面設備、便所が設けられていますか
- 各室の配置は介護・看護職員の立場に立った配置となっていますか
- フロア（各階）のユニット数は適切ですか（夜勤を考慮すると偶数が望ましい）
- 1ユニットの入居定員は原則として10人以下となっていますか（10人を超える入居定員とする場合、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う改正前の入居定員の基準を超えるユニットの適切な運営について」〔介護保険最新情報 vol. 939〕の第2で定める職員の配置が検討されていますか）
- ユニットの入口は玄関を意識したものとなっていますか
- 各ユニットに独自性を持たせていますか（各ユニットの特色）
- 夜勤を組むユニット間の距離は適切ですか（遠すぎると夜勤に支障あり）
- フロア内にユニットを超えた交流ができるスペースが確保されていますか（セミパブリックスペース）
- 地域に開かれたスペースが確保され、そのスペースの利用イメージが確立していますか（パブリックスペース）

### 居室

- 1の居室の定員は1人となっていますか
- 配置は共同生活室に近接して一体的に設けられていますか（隣接・近接の関係）
- 床面積は内法で測定されていますか（10.65㎡以上）
- 床面積には洗面設備を含み便所を除いていますか
- 窓を設け直接外気に面して開放できるようになっていますか（床面積の1/14以上）
- 両側介助ができるような居室のプロポーシオンになっていますか
- 居室に洗面台は設置されていますか
- 洗面台の設置位置は適切ですか
- 洗面台周辺に物を置くスペースはありますか
- 洗面台の高さは適切ですか
- 家具を持ち込めますか、つくりつけ家具が居室を占めていませんか（除くショート）
- ベッド利用を前提とした計画になっていますか
- 入口の扉が開閉し易い設計となっていますか
- 鍵をつける高さや運用が適切ですか

### 便所

- 適切な広さを確保していますか（車椅子）
- プライバシーに配慮した扉となっていますか（居室内の場合でもカーテンは好ましくない）
- 便器の向き・高さは適切ですか
- 適切な位置に手すりが設けられていますか

- 居室に設けない場合、数は適切ですか（10人ユニットで3つ以上が望ましい）
- 居室に設けない場合、ユニット内に分散されて配置されていますか

## 共同生活室

- 床面積は内法で測定されていますか（2㎡×ユニット定員 以上）
- 食事をするスペースは適正ですか（食事の場＋キッチン＝通常の居室3つ分程度が望ましい）
- 食事をするスペースは落ち着きがありますか
- 食事をするスペースとは別にくつろぐスペースがありますか（ソファを置くスペースなど）
- キッチンがフルスペックのものを用意していますか
- 食器棚、食洗機、冷蔵庫、炊飯器、トースターなどの利用を想定した広さですか
- キッチンが利用者が参加できるようになっていますか、車椅子用の流しや洗面はありますか
- 記録コーナーが設けられていますか
- 戸外空間とのつながりが意識されていますか
- 廊下とは区分されていますか（壁等は不要だが、廊下とは区分した上で必要面積を確保すること）

## 浴室

- ユニット毎に浴室が整備されていますか（ユニット毎に整備しない場合、入居者が希望する時間帯に入浴することが可能となるような浴室の数、配置場所などが検討されていますか）
- 浴室の浴槽は個別浴槽若しくはリフト付き個別浴槽となっていますか
- 個別浴槽は2方向以上での介助が可能ですか
- 個別浴槽の細部の設計は十分に検討されていますか
- 機械浴槽の数と位置は適切ですか（フロア単位若しくは施設内に集中配置で問題なし）
- 機械浴槽のある脱衣室の広さは適切ですか（マンツーマン入浴）
- 従来の大きな一般浴槽を設けていませんか（重度化が進んでいるため利用が困難）
- 浴槽が複数並んでいる場合、脱衣室を共有する場合、プライバシーは確保されていますか

## 洗濯室・汚物処理室

- 浴室、汚物処理室、洗濯室の位置関係が検討されていますか
- タオルや肌着用の洗濯機はユニット内にありますか
- 洗濯物を干す場所は検討されていますか
- 汚物処理室はユニット毎若しくは2ユニット毎に整備されていますか
- 汚物処理用の洗濯機が汚物処理室若しくは近辺に設置されていますか
- 汚物処理室は他の設備と区分されていますか
- おむつ等を搬出するルートが検討されていますか

## その他

- 廊下、階段には手すりが設けられていますか
- 廊下の幅は内法で測定し手すりを除いていますか（片廊下1.8m、中廊下2.7m 以上）
- 共同生活室について、入居者や職員の出入りに支障がないような構造（廊下の配置を含む）になっていますか

- 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯が設けられていますか
- 従来型の介護職員室を計画していませんか
- 調理室における設備の配置は検討されていますか
- ベランダ等は安全対策がとられていますか（手すり等の高さ）
- ブザー（ナース・コール）を設けていますか
- 宿直室は夜間通用口に面したところに配置されていますか

## より良いユニット型施設設計のための検討項目〔老健〕

### 全体

- 施設内に、ユニット、診察室、機能訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他調剤室、事務室等運営上必要な設備が設けられていますか
- ユニット内に、療養室、共同生活室、洗面所、便所が設けられていますか
- 各室の配置は介護・看護職員の立場に立った配置となっていますか
- フロア（各階）のユニット数は適切ですか（夜勤を考慮すると偶数が望ましい）
- 1ユニットの入居定員は原則として10人以下となっていますか（10人を超える入居定員とする場合、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う改正前の入居定員の基準を超えるユニットの適切な運営について」〔介護保険最新情報 vol. 939〕の第2で定める職員の配置が検討されていますか）
- ユニットの入口は玄関を意識したものとなっていますか
- 各ユニットに独自性を持たせていますか（各ユニットの特色）
- 夜勤を組むユニット間の距離は適切ですか（遠すぎると夜勤に支障あり）
- フロア内にユニットを超えた交流ができるスペースが確保されていますか（セミパブリックスペース）
- 地域に開かれたスペースが確保され、そのスペースの利用イメージが確立していますか（パブリックスペース）

### 療養室

- 1の療養室の定員は1人となっていますか
- 配置は共同生活室に近接して一体的に設けられていますか（隣接・近接の関係）
- 床面積は内法で測定されていますか（10.65㎡以上）
- 床面積には洗面所を含み便所を除いていますか
- 窓を設け直接外気に面して開放できるようになっていますか
- 両側介助ができるような療養室のプロポーションになっていますか
- 療養室に洗面台は設置されていますか
- 洗面台の設置位置は適切ですか
- 洗面台周辺に物を置くスペースはありますか
- 洗面台の高さは適切ですか
- ベッド利用を前提とした計画になっていますか
- 入口の扉が開閉し易い設計となっていますか
- 鍵をつける高さや運用が適切ですか

### 便所

- 適切な広さを確保していますか（車椅子）
- プライバシーに配慮した扉となっていますか（療養室内の場合でもカーテンは好ましくない）
- 便器の向き・高さは適切ですか
- 適切な位置に手すりが設けられていますか

- 療養室に設けない場合、数は適切ですか（10人ユニットで3つ以上が望ましい）
- 療養室に設けない場合、ユニット内に分散されて配置されていますか

## 共同生活室

- 床面積は内法で測定されていますか（2㎡×ユニット定員 以上）
- 食事をするスペースは適正ですか  
（食事の場＋キッチン＝通常の療養室3つ分程度が望ましい）
- 食事をするスペースは落ち着きがありますか
- 食事をするスペースとは別にくつろぐスペースがありますか（ソファを置くスペースなど）
- キッチンがフルスペックのものを用意していますか
- 食器棚、食洗機、冷蔵庫、炊飯器、トースターなどの利用を想定した広さですか
- キッチンを利用者が参加できるようになっていますか、車椅子用の流しや洗面はありますか
- 記録コーナーが設けられていますか
- 戸外空間とのつながりが意識されていますか
- 廊下とは区分されていますか（壁等は不要だが、廊下とは区分した上で必要面積を確保すること）

## 浴室

- ユニット毎に浴室が整備されていますか（ユニット毎に整備しない場合、入居者が希望する時間帯に入浴することが可能となるような浴室の数、配置場所などが検討されていますか）
- 浴室の浴槽は個別浴槽若しくはリフト付き個別浴槽となっていますか
- 個別浴槽は2方向以上での介助が可能ですか
- 個別浴槽の細部の設計は十分に検討されていますか
- 機械浴槽の数と位置は適切ですか（フロア単位若しくは施設内に集中配置で問題なし）
- 機械浴槽のある脱衣室の広さは適切ですか（マンツーマン入浴）
- 従来の大きな一般浴槽を設けていませんか（重度化が進んでいるため利用が困難）
- 浴槽が複数並んでいる場合、脱衣室を共有する場合、プライバシーは確保されていますか

## 洗濯室・汚物処理室

- 浴室、汚物処理室、洗濯室の位置関係が検討されていますか
- タオルや肌着用の洗濯機はユニット内にありますか
- 洗濯物を干す場所は検討されていますか
- 汚物処理室はユニット毎若しくは2ユニット毎に整備されていますか
- 汚物処理用の洗濯機が汚物処理室若しくは近辺に設置されていますか
- 汚物処理室は他の設備と区分されていますか
- おむつ等を搬出するルートが検討されていますか

## その他

- 廊下、階段には手すりが設けられていますか
- 廊下の幅は内法で測定し手すりを除いていますか（片廊下1.8m、中廊下2.7m 以上）
- 共同生活室について、入居者や職員の出入りに支障がないような構造（廊下の配置を含む。）

になっていますか

- 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯が設けられていますか
- 調理室における設備の配置は検討されていますか
- ベランダ等は安全対策がとられていますか（手すり等の高さ）
- ブザー（ナース・コール）を設けていますか
- 機能訓練室の広さは適切ですか（1㎡×定員 以上）

## より良いユニット型施設設計のための検討項目〔医療院〕

### 全体

- 施設内に、ユニット、診察室、処置室、機能訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他事務室等運営上必要な設備が設けられていますか
- ユニット内に、療養室、共同生活室、洗面設備、便所が設けられていますか
- 各室の配置は介護・看護職員の立場に立った配置となっていますか
- フロア（各階）のユニット数は適切ですか（夜勤を考慮すると偶数が望ましい）
- 1ユニットの入居定員は原則として10人以下となっていますか（10人を超える入居定員とする場合、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う改正前の入居定員の基準を超えるユニットの適切な運営について」〔介護保険最新情報 vol. 939〕の第2で定める職員の配置が検討されていますか）
- ユニットの入口は玄関を意識したものとなっていますか
- 各ユニットに独自性を持たせていますか（各ユニットの特色）
- 夜勤を組むユニット間の距離は適切ですか（遠すぎると夜勤に支障あり）
- フロア内にユニットを超えた交流ができるスペースが確保されていますか（セミパブリックスペース）
- 地域に開かれたスペースが確保され、そのスペースの利用イメージが確立していますか（パブリックスペース）

### 療養室

- 1の療養室の定員は1人となっていますか
- 配置は共同生活室に近接して一体的に設けられていますか（隣接・近接の関係）
- 床面積は内法で測定されていますか（10.65㎡以上）
- 床面積には洗面所を含み便所を除いていますか
- 窓を設け直接外気に面して開放できるようになっていますか
- 両側介助ができるような療養室のプロポーションになっていますか
- 療養室に洗面台は設置されていますか
- 洗面台の設置位置は適切ですか
- 洗面台周辺に物を置くスペースはありますか
- 洗面台の高さは適切ですか
- ベッド利用を前提とした計画になっていますか
- 入口の扉が開閉し易い設計となっていますか
- 鍵をつける高さや運用が適切ですか

### 便所

- 適切な広さを確保していますか（車椅子）
- プライバシーに配慮した扉となっていますか（療養室内の場合でもカーテンは好ましくない）
- 便器の向き・高さは適切ですか
- 適切な位置に手すりが設けられていますか

- 療養室に設けない場合、数は適切ですか（10人ユニットで3つ以上が望ましい）
- 療養室に設けない場合、ユニット内に分散されて配置されていますか

## 共同生活室

- 床面積は内法で測定されていますか（2㎡×ユニット定員 以上）
- 食事をするスペースは適正ですか  
（食事の場＋キッチン＝通常の療養室3つ分程度が望ましい）
- 食事をするスペースは落ち着きがありますか
- 食事をするスペースとは別にくつろぐスペースがありますか（ソファを置くスペースなど）
- キッチンがフルスペックのものを用意していますか
- 食器棚、食洗機、冷蔵庫、炊飯器、トースターなどの利用を想定した広さですか
- キッチンを利用者が参加できるようになっていますか、車椅子用の流しや洗面はありますか
- 記録コーナーが設けられていますか
- 戸外空間とのつながりが意識されていますか
- 廊下とは区分されていますか（壁等は不要だが、廊下とは区分した上で必要面積を確保すること）

## 浴室

- ユニット毎に浴室が整備されていますか（ユニット毎に整備しない場合、入居者が希望する時間帯に入浴することが可能となるような浴室の数、配置場所などが検討されていますか）
- 浴室の浴槽は個別浴槽若しくはリフト付き個別浴槽となっていますか
- 個別浴槽は2方向以上での介助が可能ですか
- 個別浴槽の細部の設計は十分に検討されていますか
- 機械浴槽の数と位置は適切ですか（フロア単位若しくは施設内に集中配置で問題なし）
- 機械浴槽のある脱衣室の広さは適切ですか（マンツーマン入浴）
- 従来の大きな一般浴槽を設けていませんか（重度化が進んでいるため利用が困難）
- 浴槽が複数並んでいる場合、脱衣室を共有する場合、プライバシーは確保されていますか

## 洗濯室・汚物処理室

- 浴室、汚物処理室、洗濯室の位置関係が検討されていますか
- タオルや肌着用の洗濯機はユニット内にありますか
- 洗濯物を干す場所は検討されていますか
- 汚物処理室はユニット毎若しくは2ユニット毎に整備されていますか
- 汚物処理用の洗濯機が汚物処理室若しくは近辺に設置されていますか
- 汚物処理室は他の設備と区分されていますか
- おむつ等を搬出するルートが検討されていますか

## その他

- 廊下、階段には手すりが設けられていますか
- 廊下の幅は内法で測定し手すりを除いていますか（片廊下1.8m、中廊下2.7m 以上）
- 共同生活室について、入居者や職員の出入りに支障がないような構造（廊下の配置を含む。）

になっていますか

- 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯が設けられていますか
- 調理室における設備の配置は検討されていますか
- ベランダ等は安全対策がとられていますか（手すり等の高さ）
- ブザー（ナース・コール）を設けていますか
- 機能訓練室の広さは適切ですか（40㎡以上）